◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令
（政令第三四八号）（金融庁）

1　認可を要しない私設取引システム（ＰＴＳ）の要件に関する規定の整備

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律において、取引規模が限定的で、かつ、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱うＰＴＳ業務につき、第一種金融商品取引業の登録のみで運営できるよう緩和されたことに伴い、次のとおり改正することとした。

㈠　認可を要しないＰＴＳにおける有価証券の売買高の上限について、四半期当たり六〇〇億円とした。（第一五条の一〇の九関係）

㈡　認可を要しないＰＴＳにおいて取扱可能な有価証券として、社債等を追加することとした。（第一五条の一〇の一〇関係）

2　金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任事項の追加

認可を要しないＰＴＳ業務に係る重要な事項の変更についての事前届出の受理権限について、金融庁長官から財務局長等への委任に関する規制の整備を行うこととした。（第四二条関係）

3　その他

その他所要の規定の整理を行うこととした。

4　施行期日

この政令は、金融商品取法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一一月二一日）から施行することとした。

◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令
（政令第三四九号）（金融庁）

1　競売買の方法による場合の売買高の上限の緩和

私設取引システム（ＰＴＳ）における有価証券の売買等のうち競売買の方法を用いる場合の有価証券の売買高の基準に関して、当該ＰＴＳにおける総取引高の対取引所比を一〇パーセント以下、かつ、当該ＰＴＳにおける銘柄毎の総取引高の対取引所比を二〇パーセント以下へと緩和することとした。（第一条の一〇関係）

2　公開買付規制の見直し

金融商品取引法第二七条の二第一項第一号に規定する政令で定める取引として、電子情報処理組織を使用して行われる有価証券の取引であって、競売買の方法その他多数の者の参加の下に価格の形成が行われる方法として内閣府令で定める方法以外の売買価格の決定方法によるもののうち所定の要件を満たすものを追加することとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第六条の二関係）

3　施行期日等

㈠　経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

㈡　この政令は、令和六年一二月一日から施行することとした。

◇金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三五〇号）（金融庁）

1　金融商品の販売等に係る勧誘方針の公表について、金融商品販売業者等に対し、原則として電気通信回線に接続して行う自動公衆送信による勧誘方針の公表を義務付けることとした。

2　この政令は、令和六年一二月一五日から施行することとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令
（政令第三五一号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を麻薬に指定することとした。
（本則関係）

㈠　六ａ・七・一〇・一〇ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―イル＝アセテート及びその塩類

㈡　六ａ・七・八・一〇ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―イル＝プロピオネート及びその塩類

㈢　六ａ・七・一〇・一〇ａ―テトラヒドロ―六・六・九―トリメチル―三―ペンチル―六Ｈ―ジベンゾ［ｂ・ｄ］ピラン―一―イル＝プロピオネート及びその塩類

◇地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令
（政令第三五二号）（厚生労働省）

1　社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会から保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供を受ける場合に、これらの者に納めなければならない手数料の額を、当該情報の件数が一、〇〇〇件までごとに七〇円と改めることとした。（本則関係）

2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定（条約第一〇号）（外務省）

この協定は、日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間で幅広い分野における協力を促進し、将来にわたる戦略的なパートナーシップを強化するための枠組みを定めるものである。この協定は、前文、本文五一箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1　目的及び一般原則（第一条関係）

㈠　この協定は、両締約者が共通の関心事項に関する政治的な協力及び分野別の協力並びに共同行動を促進することにより、両締約者間の全般的なパートナーシップを強化すること等を行うことを目的とする。

㈡　両締約者は、第一条1に定める目的を達成するため、相互尊重、平等なパートナーシップ及び国際法の尊重の原則に基づいてこの協定を実施する。

㈢　両締約者は、政治問題、外交及び安全保障に関する政策その他分野別の協力の分野における相互の関心事項について、対話及び協力により、両締約者間のパートナーシップを強化する。このため、両締約者は、あらゆるレベルで会合を開催し、並びに両締約者の人々の間の一層広範な交流及び議会の間の交流を促進する。

2　民主主義、法の支配、人権及び基本的自由（第二条関係）

㈠　両締約者は、両締約者の内外の政策を支える民主主義、法の支配、人権及び基本的自由という共通の価値及び原則を引き続き擁護する。この点に関し、両締約者は、世界人権宣言及び関連する人権に関する国際条約であって両締約者が締結しているものを尊重することを再確認する。

㈡　両締約者は、国際的な場において第二条1に規定する共通の価値及び原則を促進する。両締約者は、適当な場合には、これらの共通の価値及び原則の促進及び実現に当たり、第三国と共に又は第三国において行うことを含め、協力し、及び調整する。

3　平和及び安全の促進（第三条関係）

㈠　両締約者は、国際及び地域の平和及び安全を促進するために協力する。

㈡　両締約者は、紛争の平和的解決を共同で促進するものとし、国際社会に対し、国際法に従いあらゆる紛争を平和的手段によって解決するよう奨励する。

4　危機管理（第四条関係）

両締約者は、危機管理及び平和構築の分野における共通の関心事項に関し、共通の立場を促進すること、国際機関及び国際的な場における決議及び決定について協力すること、紛争から脱しつつある国が持続可能な平和を実現するために行っている努力を支援すること、危機管理業務その他関連する計画及び事業について協力すること等により、意見の交換を促進し、及び共同で行動するよう努める。